

# 令和3年厚木市農業委員会5月定例総会議事録

日 時 令和3年5月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 市 川 和 典            3番 野 口 政 夫

4番 新 藤 悦 子            5番 小 澤        隆

6番 梅 澤 清 子            7番 難 波 博 文

8番 井 上 謙 治            9番 山 川 宏 司

10番 松 前        進        11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川        曉 (会長職務代理者)

欠席者            2番 松 野        勝

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長  
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告5件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告9件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告4件)
- 5 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 6 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 7 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 8 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について (36件)
- 9 議案書26号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について (1件)
- 10 議案書27号 厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意について (1件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

これより、令和3年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員、6番の梅澤清子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、4月13日から5月10日までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、1件、2筆、面積は189平方メートルでございます。

法第5条につきましては、4件、5筆、面積は1,032.92平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、5件、7筆、面積は1,221.92平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、御質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月13日から5月10日までに受け付けしましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は9人、筆数は延べ59筆、面積は延べ37,706平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、御質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

農地の所在は三田字下前川原2筆、登記地目は全て畑、面積は2,222平方メートルでございます。

貸人は大和市中央林間2丁目にお住まいのAさん、借人は三田の株式会社B、代表取締役Cさんでございます。

令和3年4月22日付けで借人の都合により合意解約され、5月30日に引渡しすることとし、5月7日付けで解約通知書が提出されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、御質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのDさん、対象地は飯山字界原1筆、登記地目は畑、面積は15平方メートルです。

当該土地は、昭和57年頃及び平成3年に南側隣接住宅の住人から住宅敷地の一部として借用したい旨の要望を受け、貸し出されて以降、住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で建物が存することが確認できております。

これらの経過を踏まえ、4月21日、山川委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月14日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、小野にお住まいのEさん、対象地は小野字島残2筆、登記地目は全て畑、合計面積は217平方メートルです。

当該土地は、平成8年10月に住宅及び倉庫が建築され、以降住宅敷地等として現在に至っているもので、平成19年撮影の航空写真で建物が存することが確認できております。

これらの経過を踏まえ、4月13日、三橋委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、4月21日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、下古沢にお住まいのFさん、対象地は下古沢字宮ヶ崎1筆、登記地目は畑、面積は639平方メートルです。

当該土地は、昭和39年に塗装会社の要請を受け、作業場を建築し貸し出され、現在に至っているもので、平成24年度固定資産評価証明書で宅地課税されていること、平成23年撮影の航空写真で建物が存することが確認できております。

これらの経過を踏まえ、4月21日、山川委員立会いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、4月27日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番でございます。

証明願提出者は、亡Gさん相続財産管理人の弁護士さん、対象地は愛名字鶴巻1筆、登記地目は畑、面積は604平方メートルです。

Gさんは平成30年5月23日に亡くなりましたが、相続人がなかったため、本年1月12日、横浜家庭裁判所小田原支部から弁護士Hさんが相続財産管理人として選任され、亡Gさん名義の財産処分を行っている中で、本件土地について証明願が提出されたものです。

当該土地は、昭和43年12月に住宅が建築され、現在に至っているもので、平成23年撮影の航空写真で建物が存することが確認できております。

これらの経過を踏まえ、4月23日、早川職務代理者、新藤委員立ち合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至

り、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、4月26日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<山川委員>

現地調査の際、申請人の敷地に入ることがあるが、事前に承諾を得ているのでしょうか。

<農地管理係主事>

代理人を介して、連絡しています。

<山川委員>

分かりました。ありがとうございます。

<議長>

他に御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、戸田字立葎3筆、地目は田及び畑、合計面積は1,985平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのIさんで、受人は同住所お住まいのJさんです。

農業経営安定のための世帯内贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下依知字寺前1筆、地目は畑、面積は892平方メートルでございます。

渡人は下依知3丁目にお住まいのKさんで、受人は下依知3丁目にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、下依知字寺前1筆、地目は田、面積は991平方メートルでございます。

渡人は下依知3丁目にお住まいのMさんで、受人は下依知3丁目にお住まいのNさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕運機及び田植機等。

労働力につきましては、本人、妻及び母の3人です。

なお、1番から3番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第22「農地法第3条の規定による許可申請」について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程6、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、及川字落合1筆、地目は田、面積は614平方メートルの内323.84平方メートルです。

申請人は及川にお住まいのOさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合西地区市民センターから300メートル以内の第3種農地です。

申請人は、社会福祉法人Pから、来客用駐車場が足りないため、施設から近い申請地を貸してほしい旨の要請を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は資材置場、西側及び南側は畑、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両16台分の駐車スペースとする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北側の出入口に地先境界ブロックを新設し、計画地の周囲をコンクリートブロック1段から2段積で囲む計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」について許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程7、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」について御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、下古沢字宮ケ崎2筆、地目は全て畑、合計面積は653平方メートルです。

受人は下古沢にお住まいのQさん、渡人は下古沢にお住まいのRさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は、厚木環状3号線街路整備事業に伴い、自宅が収用されることから、現在の自宅から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地は、東側及び北側は畑、西側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側設け、敷地内を転圧・整地し、自己住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側は縁石を新設、北側はコンクリートブロック1段から2段積を新設する計画となっております。

なお、西側は申請地の方が低くなるため、被害防除措置は行いません。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては、浄化槽にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、三田字林根1筆、地目は畑、面積は208平方メートルです。

受人は株式会社S、代表取締役Tさん、渡人は三田にお住まいのUさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、睦合北地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

受人は、大工工事業を営む法人で、県道42号（藤沢座間厚木）建設事業により現在借りている駐車場を返さなければならなくなったこと及び工事用の資材を置くスペースが必要なことから、現在の事業所から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地は周辺が全面道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅6メートルのコンクリート舗装にて設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、駐車場及び資材置場とするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側にH鋼土留を新設し、南側に単管パイプフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に3番でございます。

対象となる農地は、上荻野字王子原2筆、地目は全て畑、合計面積は4,343平方メートルです。

受人は綾瀬市大上1丁目のV株式会社、代表取締役Wさん、渡人は上荻野にお住まいのXさん及び同住所にお住まいのYさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ周辺農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は精密機械、工作機械、特殊車両の製造及び修理並びに製缶業を営む法人で、現在、主に貯蔵用途の金属製タンク製造事業を行っています。これまでは、綾瀬市の工場で製造したタンクを直接現場に配送していましたが、貯蔵タンクのニーズの高まりから、製造したタンクの置場が必要となったため、主な取引先である株式会社Zの資材置場から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側及び西側は道路、南側は駐車場、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に透水性アスファルト舗装にて設け、敷地内を切土及び盛土し平坦にした上、碎石舗装し、貯蔵タンク置場とするものです。

隣接地等への申請地の周囲に緑地帯を設け、北側にコンクリートブロック1段から3段積及び高さ1.2メートルのメッシュフェンスを新設、南側は既存コンクリートブロックを利用する計画です。

なお、東側は、申請地が道路よりも低くなるため、被害防除措置は行いません。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

また、敷地内に40トンの防火水槽を設置いたします。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

また、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、4月28日に、役員、地元農業委員及び事務局職員で現地確認を行っております。

なお、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないこととなっておりますことから、本定例総会において許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<松前委員>

3番について、貯蔵タンクが並ぶということですが、中に物が入っていないか定期的な確認を行うのでしょうか。

〈農地管理係主事〉

農業委員会として、確認は行いません。貯蔵タンクは製品ですので、何かを入れるということはないと確認しています。

〈松前委員〉

分かりました。ありがとうございます。

〈議長〉

他に御質問はありませんか。

[質疑なし]

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程7、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程8、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1番から36番までの合計集積面積は45,505.28平方メートルで、その内新規設定は17件でございます。

権利の種類別合計につきましては、使用貸借権が32件、61筆、40,456.13平方メートル、賃借権4件、7筆、5,049.15平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が18件、43筆、25,686.13平方メートル、畑が16件、20筆、19,819.15平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稻12件、普通畑18件、大豆・麦3件、果樹1件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間で28件、6年間で6件でございます。

その他では、田と畑の組み合わせが2件あり、田が2筆、1,328平方メートル、畑が3筆1,818平方メートル、利用目的は水稲1件、普通畑2件、契約期間3年間で2件で、新規設定2件でございます。

なお、28番の有限会社aにつきましては厚木市に新規参入となりますが、愛川町農業委員会発行の耕作証明が提出され、自作地12,164平方メートル、借入地74,154平方メートル、耕作総面積は86,318平方メートルであることが確認できております。

また、36番は、三田にあります株式会社Bが、解除条件付法人として農地を借りていたものですが、この度農業経験者の従業員を主体に農業経営に参入することを目的とした法人を設立し、株式会社Bが借りていた、農地の利用権を合意解約し、新たに設立した株式会社bが解除条件付法人として農地の利用権設定を受けるものでございます。

また、合意解約された農地への利用権設定に当たり、株式会社Bが設置したパイプハウスは、株式会社bが引き続き利用権設定を受けることから、残った状態で継承する旨、貸借人双方で同意していることを確認しております。

株式会社bは、株式会社Bの系列会社であり、パクチャーなどの野菜の生産事業を継承するものでございます。

なお、1番から36番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

36番のビニールハウスですが、貸人と借人のどちらが建てたものでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

以前の借人である株式会社Bが建てたものになります。

<松前委員>

分かりました。ありがとうございます。

<議長>

他に御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第25号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

次に、日程 9、議案第26号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第26号、「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」について御説明申し上げます。

農地中間管理機構が7月1日に利用権を設定しようとする農地が対象でございます。

神奈川県農地中間管理機構である公益社団法人cが、農地の利用配分を行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、厚木市が、農用地利用配分計画案の作成を行うよう求められております。

厚木市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり、同条第3項の規定に基づき、農業委員会に対し、意見が求められたものでございます。

利用権の設定を受ける方は、相模原市中央区上溝にお住まいのdさんでございます。

対象となる農地は、棚沢字市島川付3筆で、地目は全て畑、合計面積1,974平方メートル、権利の種類は使用貸借権の新規設定でございます。

契約期間は5年、利用目的は普通畑でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第26号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」について、原案に御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

異議なしと認めます。

よって、日程9、議案第26号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」については、「意見なし」として回答することに決定いたしました。

最後に、日程10、議案第27号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、市川委員及び野口委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、市川委員及び野口委員の退出を求めます。

－市川委員及び野口委員退出－

<議長>

それでは、日程10議案第27号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」について、事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第27号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」について、御説明申し上げます。

御二人の委員から辞任願が提出されておりますが、同様の内容ですので、辞任願の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

厚木市長、小林常良様。

辞任願。私は、この度一身上の都合により、厚木市農業委員会の委員を辞任いたしたく、願い出いたします。令和3年4月28日、市川和典、野口政夫。

農業委員会委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、厚木市農業委員会に辞任の同意を求められているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。日程10議案第27号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

異議なしと認めます。

よって、日程10議案第27号「厚木市農業委員会委員の辞任に係る同意」については、同意することに決しました。

ここで、市川委員及び野口委員を入室させてください。

－市川委員及び野口委員入室－

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和3年5月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---